

浄化槽の設置整備に係る補助金制度が変わります

市では、海・河川など公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るために、浄化槽を適正に設置し、維持管理を行う方を対象に補助金を交付しています。新たに浄化槽を設置する方や、単独処理浄化槽又は、くみ取り便槽から浄化槽へ設置替えをする方は、浄化槽設置整備事業補助金交付制度をご利用ください。

■浄化槽の補助対象区域

○下水道等（公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽市町村整備推進事業の整備計画以外の区域）
鶴崎、平岡、三秋、双海地区の全域

○下水道整備計画区域内で、公共下水道事業認可区域を除く（区域注）
森本郡、上三谷、上野、宮下、八倉の全域
中村、尾崎、三島、市場、稲荷、下吾川、上吾川、下三谷の一部を除く地域

※中山地区は、全域対象外となります。

（注）4月1日から、公共下水道事業認可区域を拡大することに伴い、浄化槽の補助対象区域が一部変更になります。詳しい区域については補助金交付申請の前に、必ず下水道課までお問い合わせください。

■補助対象区分及び補助金額が変わります

国や県の補助金交付要綱等の改正に伴い、補助対象区分及び補助金交付額を改定することになりました。4月1日からの補助対象区分は、【表1-1】、補助金額は【表1-2】のとおりです。

【表-1】 補助対象区分

区分	補助対象者
新築等	建物の新築に伴い、浄化槽を設置する者
	既存建物を取り壊した後、新築に伴い浄化槽を設置する者
	既存建物を増築又は改築する場合で、単独処理浄化槽から処理対象人員が増加する浄化槽へ設置替えする者
転換	既存建物を増築又は改築する場合で、単独処理浄化槽から処理対象人員が増加しない浄化槽へ設置替えする者
	既存建物の増築又は改築を行わず、単独処理浄化槽から浄化槽へ設置替えする者
	くみ取り便槽から浄化槽へ設置替えする者

【表-2】 補助金額

区分	処理対象人員	補助金の額
新築等	5人槽	205,000円
	6～7人槽	249,000円
	8～10人槽	322,000円
	11～20人槽	564,000円
転換	5人槽	342,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～10人槽	537,000円
	11～20人槽	939,000円

※処理対象人員11～20人槽にあつては、市長が特に必要と認めた場合に限ります。

※浄化槽設置者の責務

○補助対象者は、浄化槽法をよく守りましょう。
 ○浄化槽法に基づき保守点検、清掃及び水質検査を定期的に実施しましょう。
 ○常に浄化槽の機能が良好な状態で保てるよう維持管理に努めましょう。

※補助金申請についての注意

○補助金申請の受け付けは先着順とし、予算額に達した時点で申請を打ち切ります。
 ○申請を受け付けた場合でも、審査の結果、補助金が交付されない場合があります。

○浄化槽の本体設置工事には、市職員が立会い、確認を行います。

○補助金の交付を受けるには、建築基準法・浄化槽法等により、いくつかの条件がありますので、詳しくは、下水道課へお問い合わせください。

中山地区では、公共下水道、農業集落排水施設整備計画区域以外の方を対象に、浄化槽の本体設置工事からその後の維持管理までを市が主体となつて行う『浄化槽市町村整備推進事業』によつて浄化槽の整備を図っています。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

■問い合わせ

伊予市下水道課（☎982-1111、内線599）